

会 議 録

1 会議名

上越市露店市場運営委員会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 露店市場出店状況の報告について（公開）
- (2) 朝市感謝祭について（公開）
- (3) 朝市の活性化に向けた取り組みについて（公開）
- (4) 今後の朝市について（公開）
- (5) その他（公開）

3 開催日時

平成27年9月14日（月）午後3時00分から午後4時00分まで

4 開催場所

上越市市民プラザ1階 多目的学習室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：東條邦俊、須藤和子、斉京貴子、本間政雄（代理）、西脇京子（代理）
鳴海壽一、相澤繁利、船木彰、古川辰彌、内藤重穂、松嶋隆、山口達雄、
幸村萬三、町田裕子、土田サヨ子、小林すみ子、高野永子、恩田ワカヨ
- ・事務局：観光振興課 小林副課長、柳澤振興係長、市村主任

8 発言の内容

(1) 挨拶（観光振興課小林副課長）

本日はお忙しい中、上越市露店市場運営委員会へ御出席いただき誠にありがとうございます。

この委員会は、町内会や露店利用者等、関係する皆様より様々な角度から御意見をいただき、露店市場の適正な管理運営を図ることを目的に設置しております。

上越市の朝市はそれぞれ長い歴史を誇り、地域住民に地場産の新鮮な農産物や水産物を供給する場として、また、出店者、市民等の交流の場として、朝市は上越市の文

化として息づいています。

まつりの露店については、観桜会や上越まつりをはじめとする様々なまつり、イベントで会場に賑わい感を与える存在であり、露店巡りを楽しみにまつりやイベントへ出かける方も多くおられます。

本日の委員会では、上越市の文化である朝市とまつり等における移動露店の適正な管理運営について活発な御意見をいただくことをお願い申し上げ、御挨拶といたします。

(2) 委員長、副委員長の選出

議事に先立ち、委員長、副委員長の選出について、出席委員から事務局一任の発言があり、事務局から委員長に幸村萬三委員、副委員長に松嶋隆委員を諮問したところ、出席委員全員から承認された。

・議事

※上越市露店市場運営委員会規則第4条第2項により、幸村委員長が議事進行を行った。
配付した資料に基づき、事務局より説明後、質疑応答を行った。

① 露店市場出店状況の報告について

事務局が別紙資料1、資料2、資料3に基づき説明。

質疑なし

② 朝市感謝祭について

上越朝市組合松嶋組合長が別紙資料4に基づき説明。

質疑なし

③ 朝市の活性化に向けた取り組みについて

事務局が別紙資料5に基づき説明。

須藤委員：PRチラシについて、婦人会館にも設置してはいかがでしょうか。

週に300人程度の利用者がおりますので、少しは効果があると思います。

市村主任：こちらとしてもぜひお願いしたいと思います。近いうちに持参させていただきます。他にもここに設置したらどうかという所があれば随時ご連絡いただけると幸いです。

古川委員：PRチラシの件ですが、これは誰を対象にしているのですか。観光客なのか、それとも、普段来れるような市民なのか。新たなお客というのは誰を対象にしているのか教えていただきたい。

市村主任：市といたしましては、朝市は市民の台所、人と人との触れ合いがある場所としてより多くの市民の方に来ていただき、賑わいのある朝市を維持していきたいと考えておりますので、まずは、地元の市民の皆様に向けてPRしていきたいと考えております。それにプラスして、観光客という視点もございませう。朝市が第1目的地になるような所ではないと考えておりますが、観光案内所等に立ち寄っていただいた際に、チラシを見て「上越市には朝市があるのか、ちょっと立ち寄ってみようかな」と思っただき、少しでも誘客につながればと考えております。

町田委員：出店数がずいぶん減ってきていますが、新しく出店していただくような対策は何か考えておられるのでしょうか。

市村主任：出店数はご説明させていただいたとおり、減少傾向にございませうが、出店したいというお問い合わせは月に何件かいただいております。実際に新たに店出いただく方もございませうが、長く続かない現状もございませう。

市といたしましては、常時店出いただける方を広報上越や募集チラシ等で広く募集させていただきたいという考えがございませうが、どんな商品でもいいということにはなりませんので、地元町内会や朝市組合の皆様と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

町田委員：根本的な具体策は無いということですね。

市村主任：今のところ、すぐ解決できるような具体策はありません。

④ 今後の朝市について（意見交換）

市村主任：各委員から事前にご意見をいただいておりますので、全体に関する事項について、事務局からご紹介させていただきます。

1 つ目として、朝市の開設場所に自転車に乗って入って来るお客様がいるというものです。入口には立札で注意書きがあり、口頭でも注意しているが、無視されてしまう。大きい立札、看板が必要だと思っただき、対応いただけないだろうかという内容です。こちらの件については、朝市組合様の方で実態が分かれば教えてください。

松嶋副委員長：注意方法は、入口において、工事用看板に「危険防止のため、朝市場内でのバイク、自転車での乗車を禁止します。」という内容の

ものを設置しています。この他、各出店者が気づいた時に個々に注意しています。対策としては、これだけになります。

市村主任：この件については、全ての朝市会場において言えることなのでしょうか。それとも、特定の場所に限ったことで、例えば三・八市では乗って入ってこないということはないのでしょうか。

幸村委員長：三・八市の方は、大体引いて歩いています。ただ、歩きながらも首を右、左に振りますので、歩行者と自転車が接触することがありました。他にも、高齢者などが乗られている電動カートを使用されている方もいらっしゃって、2回ほど、歩行者と接触したのを見ました。電動カートはスピードが遅いので、怪我をするような接触ではなかったのですが、危ないなとその時は思いました。しかし、それを注意できるものなのか分かりませんでしたので、やり過ぎてしまいました。

市村主任：場所によって、状況が異なるようでございますので、この件については、地元町内会長様、朝市組合様とご相談させていただき、対応策を検討させていただきたいと思います。

もう1つご意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。鮮魚販売につきまして、冷蔵庫を設置して、鮮魚販売スペースを作ってもよいのではないかというご意見をいただいております。この件については、露店販売における法的な関係もあると思いますので、保健所様で法的な所も含めてご見解をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

西脇委員（代理）：現在、鮮魚販売を露店でやっているのでしょうか。

松嶋副委員長：やっています。冷蔵設備の無い所は塩干で販売を行っています。

また、二・七市では、自宅店舗に冷蔵設備がある出店者がおりますので、そこは鮮魚の販売を行っています。

西脇委員（代理）：前もって聞いていれば調べてきましたが、間違っただけをお伝えしてもいけませんので、調べまして後日回答ということでもよろしいでしょうか。

市村主任：この件については、会議録において、ご回答させていただきます。

→（保健所からの回答）食品行商の許可を受けている者であれば、

冷蔵庫を使用しての鮮魚の販売は可能。ただし、電気を確保すること、扉を開けなくても室内の温度が確認できる温度計を設置することが、条件となる。

船木委員：冷蔵庫で販売している人達があります。そういう人達にも出店いただけるといいと思います。三・八市では鮮魚の販売が無いので、魚を求めているお客様は、販売していないためにスーパーに流れてしまいますので、冷蔵庫も良いのではないかと思います。

また、出店者も歳を取りますので、いつか辞める時が来ますが、次の世代が継がないので、出店者が減ってきています。昔は、隙間なくお店がありましたが、徐々に減ってきて、今ではかなり間が空いてしまっています。お客様からは間が空いているとなかなか買いづらいという話も聞きますので、空いている所を詰めて、冷蔵庫販売のスペースを確保すれば良いと思います。

松嶋副委員長：事務局にお聞きしますが、市場内での車両による販売は可能なのでしょうか。道路上への車の乗り入れは原則禁止になっていますが、トラック市のように車両を置いての販売は規則としてはどうなのでしょうか。

市村主任：上越市における露店市場管理条例では、撤去可能な簡易なもの、そして、1小間、横2メートル、奥行き1.5メートルの範囲という決まりはありますが、いわゆる移動販売車を認めないというような表現はしておりません。

市としては、これまで、移動販売車での出店希望がなかったこともあり、明確に整理していないのが現状です。この件については、法律、管理上の問題、関係者との協議も踏まえて、今後整理させていただきます。

幸村委員長：私は北海道から九州、そして、海外まで朝市を見てきました。フランスやパリでは、車両販売は基本、広場を対象に行っています。また、青森の八戸でも大きな市場がありますが、そこも広場で行っています。市場に車両を入れるとなると、条例等は別として管理が非常に難しいと思います。アイデアとしては、非常に良いと思いますが、色々な問題があると思いますので、時間をかけて議論した方

が良いと思います。

小林副課長：市から朝市についての考え方について、発言させていただきます。

朝市については、大事な観光資源の1つだと考えておりますが、第1目的地になるような場所ではないと考えております。朝市は100年以上続く、大事な文化でございますので、地元の人達の触れ合いの場、賑わいのある場所として維持し、結果的に春日山などに観光に来たお客様が立ち寄っていただくような観光資源になってほしいと考えております。

繰り返しになりますが、地元の人達で賑わい、活気づいている朝市だからこそ観光資源の1つと言えらると思いますので、まずはこの朝市をどう維持していくか、どう活性化していくかという視点で今後の朝市を考えていきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員全員：意義なし。

⑤ その他

幸村委員長：事務局でその他ございますでしょうか。

柳澤係長：上越保健所様から、食品安全の関係について、事前にご意見をいただいておりますのでお願いします。

西脇委員(代理)：朝市については、今後も発展していただきたいと思いますが、食品衛生の面から情報含めてお話させていただきます。

昨年、静岡の花火大会で、O157による食中毒が発生しました。原因は冷やしキュウリで、1,000本近く販売し、そのうち患者が510人で、入院者114人と社会的に大きな問題になりました。また、患者側から市、花火大会の主催者、地元商店街、出店者の4者に賠償請求が行われました。

また、今年の6月に五泉市ののぼり旗祭りで、カレーを提供し、ウェルシュ菌による食中毒が発生しました。患者は21名でした。

これにより、実行委員会は嚴重注意を受けておまして、事後の対応はかなり大変だったと聞いております。

露店の場合ですと、食品や手を十分に洗えない環境ですし、ウイルスが混入しやすい場所になります。また、低温管理も行いにくいと

いったことが言えますので、どうしても不衛生になってしまうのが実情かと思えます。十分注意してください。

また、食品の提供方法によって、許可もしくは届出が必要になる場合、あるいは何もいない場合、それぞれ異なりますので、保健所と十分協議いただきたいと思います。野菜だけの場合許可は必要ありませんが、静岡で起きた食中毒のように包丁で切れ目を入れてとなると新潟県では許可が必要になります。

食品には「菌を付けない、菌を増やさない、菌をやっつける」という三原則がありますので、衛生管理の責任を負うことのないよう注意してください。

幸村委員長：他にありませんでしょうか。

柳澤係長：事務局では特にありません。

幸村委員長：それではこれで、閉会といたします。

9 問合せ先

産業観光部観光振興課振興係

TEL：025-526-5111（内線 1246）

FAX：025-526-6113

E-mail：kanko-shinko@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。